

④法とは何か (教P 10~11、資P 10)

\*法 (法律)

国家の利害対立を調整するためには、ルール=(1)社会規範を定める必要がある。そのルールには様々なものがあり、それぞれ制裁という形での強制力をともなうが、その最も強力なものが国家の議会が定めた法律 (狭義の法)である。

- 慣習・・ならわし。伝統的な行動様式      制裁：恥をかか
  - 道徳・・個人の良心に従うという内的規制      制裁：良心が痛む
  - 法律・・個人に守ることを強制する外的規制      制裁：刑罰を受ける
- 「(2)法は最小限の道徳」と言われる

\*法の分類 (教P 10、資P 10)

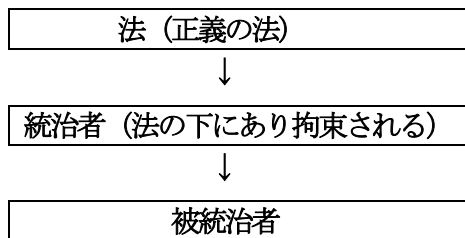
- 自然法           ┌国際法   ┌社会法 (弱者保護関係)
- 実定法—慣習法—└国内法   └私法 (個人や法人相互の関係)
- ┌制定法—└国内法   └公法 (国家のしくみや国家と個人の関係)
- └国際法 (条約等様々な呼び方をする国家間の約束)

⑤法の支配の確立 (教P 11、資P 14)

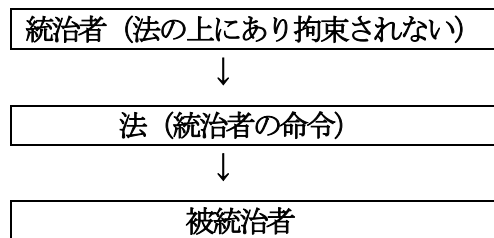
\*法にもとづく政治

権力の行使が法にもとづいて行われるとしても、次の2つの場合がある。

法の支配



法治主義



○法の支配 (rule of law)

人権を保障し統治者の横暴な支配を防ぐことを目的とし、正義の法である自然法が統治者も被統治者も拘束するという考え方。この考え方は、(3)イギリスで発達し、裁判所の判例の積み重ねに基づくコモン・ローが重視され、13世紀頃から裁判所の判決を積み重ねた判例法にみられた。ところが、17世紀になって当時の国王のジェームズ1世がこの考え方を無視しようとしたので、裁判官(4)エドワード・コークが13世紀の裁判官ブラクトンの「王は何人の下にも立たない。しかし、神と法の下には立たなければならない。」という言葉を用いてこの考え方を強調した。イギリスでは、以後この考え方が民主政治の実現に必要とされ、アメリカでは違憲法令審査制として発展し、日本国憲法でも採用されている。

○法治主義(rule by law)

(5)ドイツの伝統的な考え方で、権力が法に基づいて行使されなければならないという

形式を重視する考え方である。法の支配が正義の法である自然法のもとにあり、それでもなお悪法があれば改めるという姿勢であるのに、法治主義は悪法も法であるかぎり守ることを強制するという姿勢であり、統治者の横暴を許し人の支配を認めることにもつながる。

## 2 基本的人権の確立

### ①人権の保障 (教P 12、資P 15～17)

1215 英 (6) マグナ・カルタ (大憲章)・・・貴族が不当な課税や逮捕禁止等王権制限を認めさせた。

1628 英 (7) 権利請願・・・議会在 (6) マグナ・カルタ とほぼ同じ王権の制限を認めさせた。  
自然法思想の立場から基本的人権の主張始まる。

1642 英 (8) ピューリタン革命・・・王の横暴を許せず、市民が王を倒した。  
～49

1679 英 人身保護法・・・いったん王政復古した後再び王が横暴。議会在王権の制限(不当逮捕の禁止など)を決議。

1688 英 (9) 名誉革命・・・王が横暴やめず、市民が立ちあがった。

1689 英 (10) 権利章典・・・市民がさらに王権を制限し、自由権を王に認めさせた。

1776 米 (11) バージニア権利章典・・・独立戦争中、先駆けとしての人権宣言。

(12) アメリカ独立宣言・・・天賦人権を明記し、社会契約説の立場をとった。

1789 仏 (13) フランス革命・・・王の横暴を許さず市民が立ち上がり王を倒した。

(14) フランス人権宣言・・・基本的人権の保障・権力分立を明記。

### ②人権の歴史的展開 (教P 13～14、資P 15・17～18)

19世紀・・・英などで参政権など自由権以外の人権保障が拡大

1919 独 (15) ワイマル憲法・・・世界で初めて社会権(生存権)の保障を規定。  
以後世界各国で同様の権利を保障するようになった。

#### \*自由権と社会権の違い

自由権は国家に何もしてもらわないで保障される(国家からの自由)であるが、社会権は国家に積極的に何かをしてもらわないと保障されない(国家への自由)

### ④人権の国際化 (教P 14、資P 15・18～20)

第二次世界大戦後、人権は国境を越えて守られ保護されるべきものとなった。

1948 国連 (16) 世界人権宣言・・・世界全ての人々・国家が達成すべき人権の世界共通の基準を明記した努力目標。

1966 国連 (17) 国際人権規約・・・(16) 世界人権宣言の実施に法的拘束力を持たせる条約で1976年発効し、日本では1979年に批准。A規約は主として社会権、B規約は主として自由権・参政権について規定。

その他の国際的人権保障

1965 国連 (18) 人種差別撤廃条約

1979 国連 (19) 女子差別撤廃条約

1989 国連 (20) 子ども(児童)の権利条約

1991 南アフリカで人種隔離政策=(21) アパルトヘイト(人種隔離政策)の廃止宣言。

アムネスティ・インターナショナル等の(22) NGO非政府組織や国際世論が人権保障を監視。